平成２８年（フ）第２００号
兵庫県姫路市別所町別所３丁目195番地　セレーノ102号、従前の住所兵庫県姫路市別所町小林488番地２
債務者　前川　一樹
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２２６号
兵庫県加古川市尾上町池田1510番地の21
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３１号
兵庫県姫路市大津区勘兵衛町２丁目240番地１
債務者　松本八重子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２３８号
兵庫県姫路市網干区田井74番地３
債務者　淮田　訓寿
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２４１号
兵庫県姫路市夢前町寺408番地11、従前の住所兵庫県姫路市夢前町寺360番地４
債務者　井上　有彦
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９９号
奈良県桜井市大字上之宮31番地　Ｂ105
債務者　西本三貴彦
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１６５号
奈良市中辻町30番地　古川マンション303号
債務者　橋垣戸一郎
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３２１号
広島市安佐北区口田南６丁目７番３号
債務者　土居工務店こと　土居　　学
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２２号
広島市安佐北区口田南６丁目７番３号
債務者　土居　孝恵（旧姓升谷）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６１号
広島市佐伯区五日市町大字上河内568番地８
債務者　中野　ミサ
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８号
香川県善通寺市上吉田町４丁目７番３号エム・シャルム善通寺１201号室
債務者　石井　知恵
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５５号
香川県丸亀市垂水町915番地１メゾン・サンパティーク204号
債務者　野村知恵子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第８号
長崎県五島市大荒町７番地８、住民票上の前住所長崎県五島市中央町７番地14
債務者　髙洲　節子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第１８２号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目４番地10（セジュールカホル202号）
債務者　川畑　圭三
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６５号
青森県八戸市城下２丁目14番12号　コーポ泉Ｂ13号、前住所青森県八戸市長根１丁目12番９号
債務者　齊藤　謙吾
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
山梨県甲斐市西八幡3987番地62
債務者　細川　修平
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
三重県三重郡川越町大字豊田307番地１　サンマンションアトレ川越　204、前住所三重県三重郡川越町大字亀須新田40番地
債務者　櫻井　希恵
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係